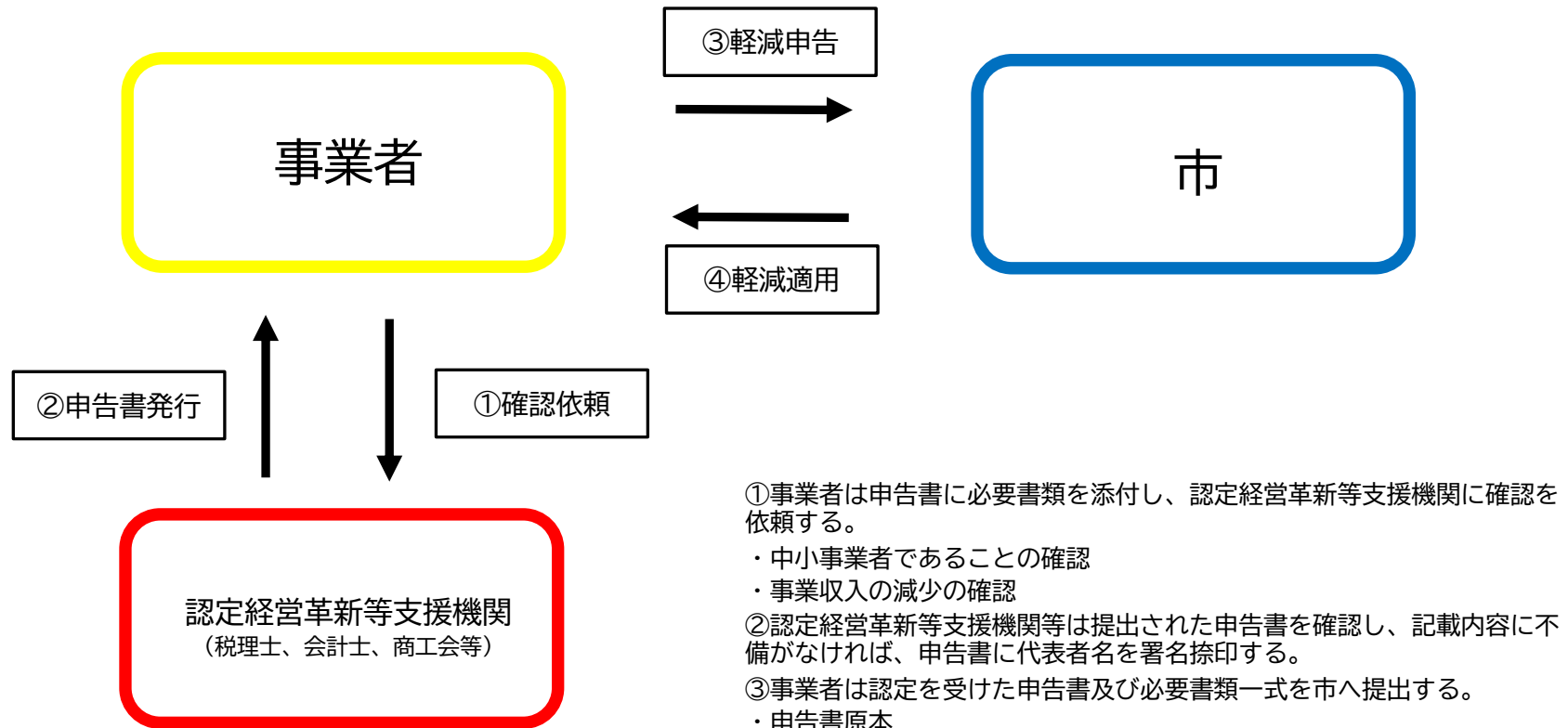


新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税特例措置の手続きの流れ



①事業者は申告書に必要書類を添付し、認定経営革新等支援機関に確認を依頼する。

- ・ 中小事業者であることの確認
- ・ 事業収入の減少の確認

②認定経営革新等支援機関等は提出された申告書を確認し、記載内容に不備がなければ、申告書に代表者名を署名捺印する。

③事業者は認定を受けた申告書及び必要書類一式を市へ提出する。

- ・ 申告書原本
- ・ 収入減を確認できる書類
- ・ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類
- ・ (収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合) 猶予の金額や期間等を確認できる書類

④市は申告書の記載内容に応じた特例率(半額又は全額)を適用する。

※適用内容については「令和3年度固定資産税納税通知書」が令和3年4月中旬に発送されますので、そちらでご確認ください。